

太田市下水道事業審議会の概要・目的は、主に3つ。

## 1. 下水道使用料の改定（適正化）

⇒R2年7月22日 国交省事務連絡（下水道事業における収支構造的成果に向けた取組の推進についての留意事項）に伴う審議案件。

- ・総務省の適正単価は、150円/m<sup>3</sup>。  
（本市の現在の下水道使用料は101円/m<sup>3</sup>）
- ・国が、適正単価に見直すように推進。＜R2 国交省事務連絡通知＞  
次のいずれも該当する場合、社会資本整備総合交付金重点配分から外す。  
（令和7年度以降、①使用料単価150円/m<sup>3</sup>未満、かつ、②経費回収率80%未満、かつ、③15年以上使用料改定を行っていない）

## 2. 下水道計画区域の見直し

⇒平成30年3月策定 群馬県汚水処理計画に伴う協議案件。

- ・群馬県が、下水道計画の見直しを図るように推進＜H29 群馬県汚水処理計画＞  
（策定方針）  
将来の人口減少を踏まえ、人口密度の低下に伴い、下水道や農集排による整備では非効率となり、現計画において未着手の区域は、汚水処理の手法を見直して合併処理浄化槽による整備に変更し、普及率を効率的・効果的に向上させる。
- ・それに従い、本市においても、**H30** 太田市下水道事業等経営戦略を策定。  
下水道整備区域の見直しへと方針転換。

## 3. 浄化槽事業の補助金

⇒平成30年3月策定 群馬県汚水処理計画に伴う協議案件。

- ・上記の汚水処理計画の方針により、本市の合併処理浄化槽の整備推進のため、浄化槽事業の補助金の強化を推進予定。